

# 評価実施手引書

法科大学院認証評価

機構評価担当者用

平成16年11月  
(令和8年1月改定)

独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構

# 目 次

序 章	評価の目的等	1
I	評価の目的	1
II	評価の基本的な方針	1
第 1 章	評価の対象及び内容等	3
I	評価の対象	3
II	評価の内容	3
III	評価の実施時期	3
IV	実施体制－法科大学院認証評価委員会等の役割	6
1	法科大学院認証評価委員会	6
2	評価部会	6
3	専門部会	6
4	評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項	7
5	評価担当者に対する研修	7
V	評価のプロセス	7
1	評価部会における評価のプロセス	7
2	評価のプロセスの全体像	8
第 2 章	評価方法（1）－書面調査	10
I	書面調査の実施体制及び方法等	10
1	書面調査の実施体制	10
2	書面調査の実施方法	10
II	目的の確認	10
III	基準ごとの評価	11
1	書面調査	11
2	自己評価書の分析	11
IV	書面調査による分析結果等の作成	12
V	その他の留意点	12
第 3 章	評価方法（2）－訪問調査	13
I	訪問調査の目的	13
II	訪問調査の実施体制	13
III	訪問調査の事前準備	13

1	訪問調査の進行、役割分担の決定	13
2	訪問調査の実施日等の決定及び通知	13
3	調査内容等の決定及び通知	13
IV	訪問調査の実施方法等	14
1	訪問調査の実施方法	14
2	訪問調査の内容	14
3	訪問調査で留意すべき事項	16
V	訪問調査ミーティング	16
VI	法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取	16
VII	調査結果の取りまとめ	16
VIII	訪問調査スケジュール（例）	17
第4章	評価結果（原案）の作成	18
I	評価結果（原案）の構成及び記述内容	18
1	認証評価結果	18
2	基準ごとの評価	19
II	評価結果（原案）の取扱い	19
別紙	1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価委員会運営内規 第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について（申合せ）	20

# 序 章 評価の目的等

## I 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する法科大学院認証評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の質の向上及び改善を促進するため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院を置く大学に通知すること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

## II 評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。なお、これらの基本的な方針は、学校教育法第 110 条第 2 項及び同項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める文部科学省令を踏まえています。

### (1) 評価基準に基づく評価

評価基準に基づき、各法科大学院の教育活動等の状況について、各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合に、学校教育法第 109 条第 5 項に規定する適合認定を与えます。ただし、各基準のうち、法科大学院教育の質を保証する観点から、特に重視される基準を「重点評価項目」とし、当該項目を満たしていない場合は、「法科大学院評価基準に適合していない」と判断します。

機構から適合認定を受けた法科大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければなりません。

## (2) 教育活動を中心とした評価

法科大学院が専ら法曹養成のための教育を行うことを目的としていることから、教育活動を中心とした評価を実施します。

## (3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価

評価は、評価基準に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して各法科大学院が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各法科大学院の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等をいいます。

## (4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育活動等の個性化や質的充実に向けた法科大学院の主体的な取組を支援及び促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す基準及び「自己評価実施要項」に基づき、法科大学院が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、法科大学院が作成する自己評価書及び根拠となる資料・データ等を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者に対し、機構の実施する評価の仕組みや方法、自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

## (5) ピア・レビューを中心とした評価

法科大学院の教育活動等を適切に評価するため、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに専門の事項に関し学識経験を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

## (6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

# 第1章 評価の対象及び内容等

## I 評価の対象

法科大学院を置く大学からの評価の申請に基づき、当該法科大学院を対象として、評価を実施します。

## II 評価の内容

この評価は、評価を受ける法科大学院（以下「対象法科大学院」という。）の教育活動等の状況を対象にして、機構が定める評価基準に基づいて実施します。評価基準は、5領域に分類される21基準から構成されています。また、基準のうち、法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準を「重点評価項目」としています。

評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定する法科大学院の設置基準等を踏まえて、学校教育法第109条第5項に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、適合認定を与える際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適合認定を与えます。ただし、重点評価項目を満たしていない場合は、「法科大学院評価基準に適合していない」と判断します。

## III 評価の実施時期

### （本評価）

評価実施の前年度	5～6月	法科大学院認証評価に関する説明会、対象法科大学院の自己評価担当者等に対する研修会の実施
〃	9月末	評価の申請受付締切
〃	2月～	対象大学に対する大学別研修の実施（評価実施年度の6月まで）
評価実施年度	6月	評価担当者（委員）に対する研修の実施
〃	6月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	7～12月	書面調査及び訪問調査の実施
〃	1月末	評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月中旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切

〃 3月下旬 評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知、文部科学大臣に報告及び社会に公表

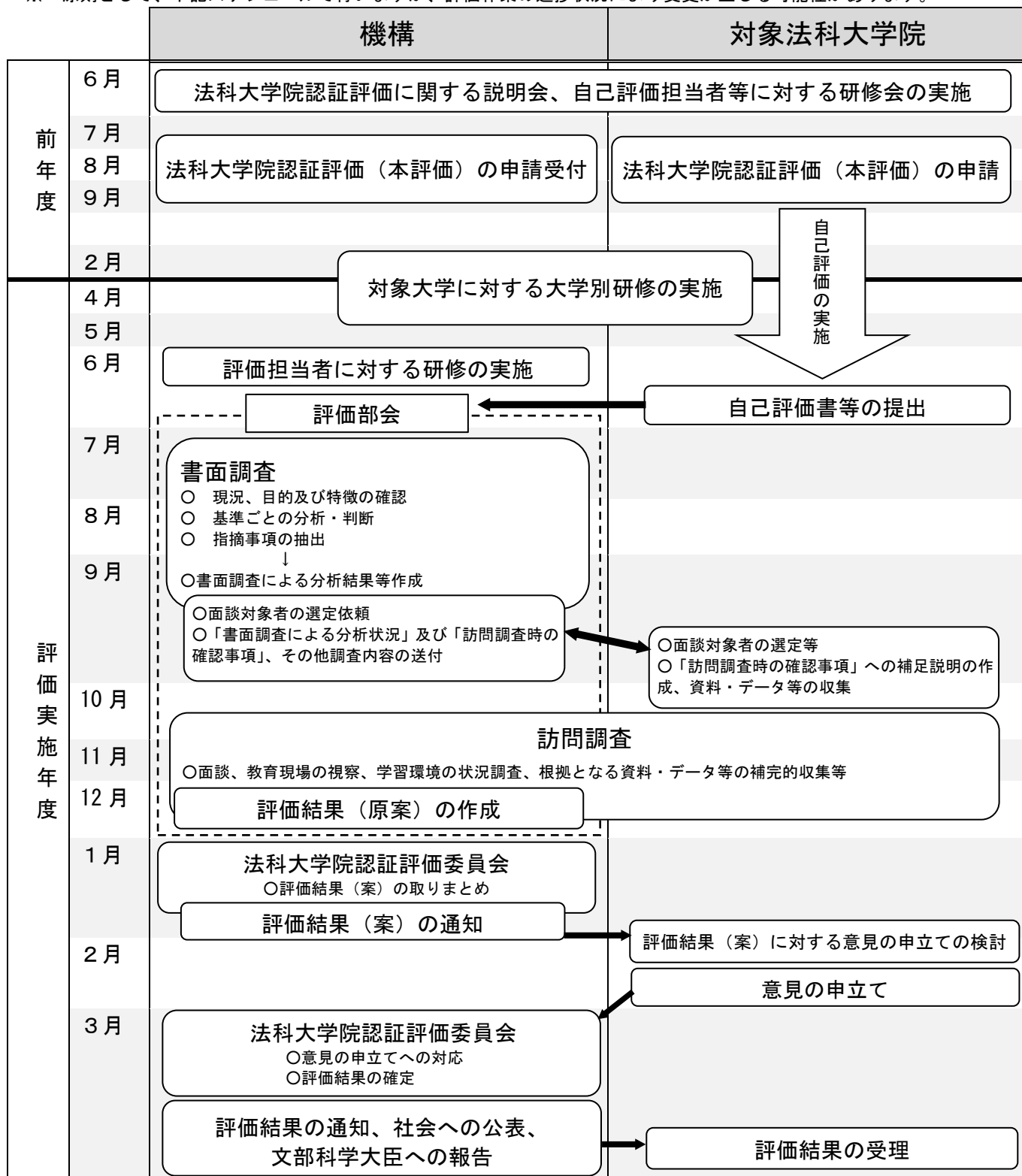
(追評価)

評価実施年度	4～6月	追評価に係る個別研修
〃	6月末	評価の申請受付締切
〃	7月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	8～12月	書面調査及び必要に応じて訪問調査の実施
〃	1月末	評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月中旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知、文部科学大臣に報告及び社会に公表

(注) 本評価全体のスケジュールは、次頁に示すとおりです。

## 法科大学院認証評価のスケジュール

※ 原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



## IV 実施体制－法科大学院認証評価委員会等の役割

### 1 法科大学院認証評価委員会

- (1) 法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、法科大学院認証評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的内容・方法等を審議するとともに、その下に、実際の評価作業を実施するため、対象法科大学院の状況に応じた評価部会を編成します。  
また、特定の専門事項を調査するため、必要に応じて専門部会を置きます。
- (2) 書面調査、訪問調査等の評価作業全般を総括するとともに、評価委員会に置かれる評価部会が作成する評価結果（原案）、対象法科大学院を置く大学からの意見の申立てへの対応等について審議・決定します。
- (3) 適合と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、その議を踏まえ、評価委員会において評価結果を確定します。

### 2 評価部会

- (1) 評価部会は、評価委員会が決定する基本的方針に基づき、書面調査及び訪問調査（追評価においては、必要に応じて訪問調査を行うものとする。以下同じ。）を行います。また、その調査結果に基づき評価結果（原案）を作成し、評価委員会に提出します。
- (2) 評価部会は、評価担当者として評価委員会委員及び専門委員で構成します。当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により部会長を選任します。部会長は当該部会における意見の取りまとめ、部会内の連絡調整及び評価委員会との連絡調整等を行います。また、部会長は当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副部会長を指名し、副部会長は部会長を補佐します。

### 3 専門部会

- (1) 専門部会は、意見申立てなど特定の専門事項を調査します。
- (2) 専門部会に属すべき評価委員会委員及び専門委員は、評価委員会委員長が指名します。当該専門部会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により部会長を選任します。部会長は当該専門部会における意見の取りまとめ、評価委員会との連絡調整等を行います。また、部会長は当該専門部会に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副部会長を指名

し、副部会長は部会長を補佐します。

#### 4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項

評価の公正さを担保するため、評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する法科大学院の評価に加わることはできないこととします（別紙1「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価委員会運営内規第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について（申合せ）」（20頁）参照）。

#### 5 評価担当者に対する研修

評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、第2章以降に関連する、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施します。

## V 評価のプロセス

### 1 評価部会における評価のプロセス

評価部会における評価のプロセスは、「書面調査の実施」、「訪問調査の実施」及び「評価結果（原案）の作成」からなり、以下のとおり行います。

#### （1）書面調査の実施

- ① 評価部会は、法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）を分析・調査することにより書面調査を実施します。
- ② 評価部会の書面調査は、別に定める基準に基づき、各法科大学院の教育活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。
- ③ 評価部会は、②の書面調査による分析結果を踏まえて訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

#### （2）訪問調査の実施

評価部会は、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認することのできなかった事項等の調査を中心に、訪問調査を実施します。

### (3) 評価結果（原案）の作成

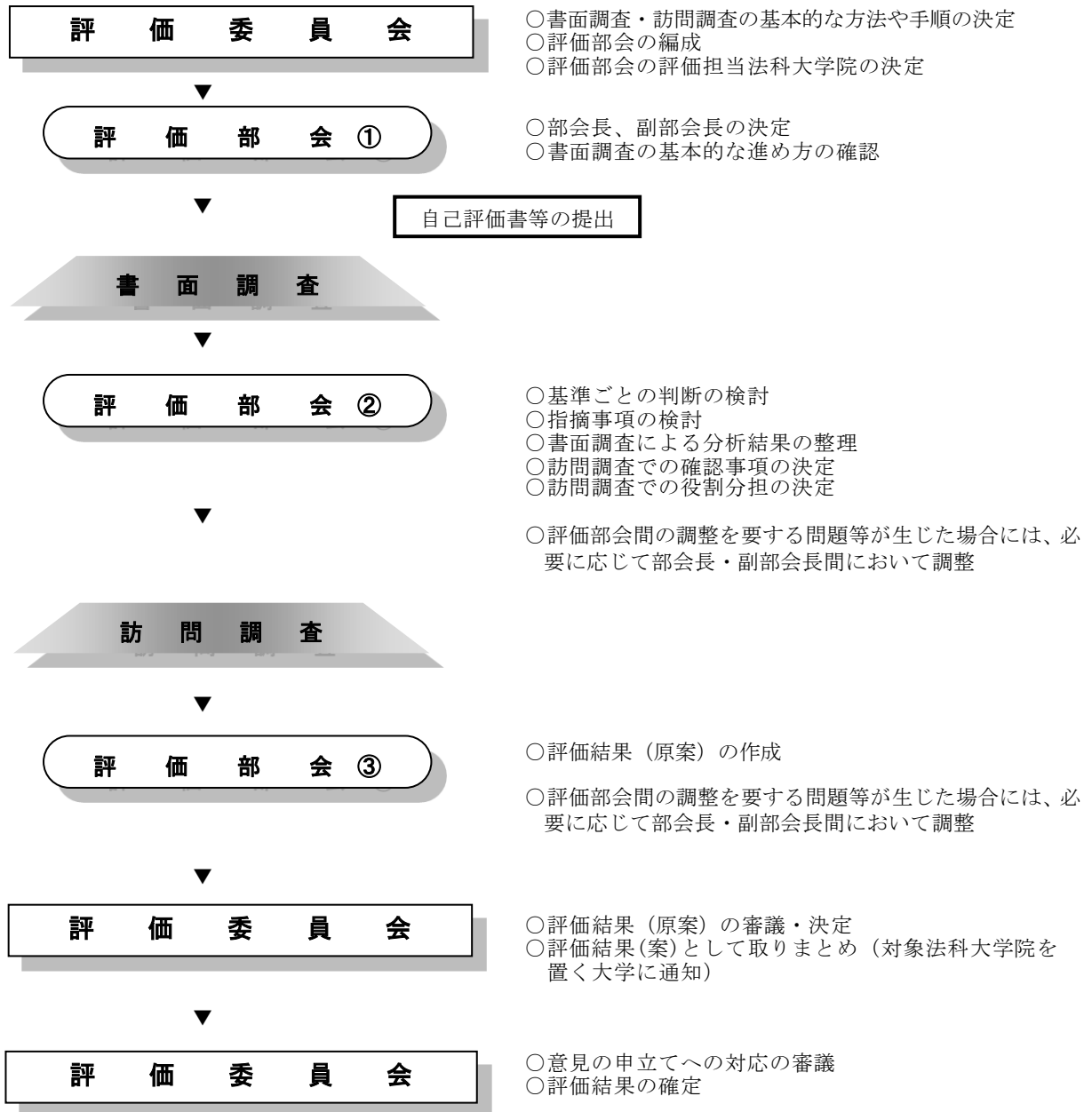
評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価部会としての評価結果（原案）を作成し、評価委員会へ提出します。

## 2 評価のプロセスの全体像

評価（本評価）のプロセスの全体像は、次頁に示すとおりです。

## 法科大学院認証評価（本評価）のプロセス

※ 原則として、下記プロセスで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



適合と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行った上で、評価委員会において評価結果を確定します。

## 第2章 評価方法（1）一書面調査

### I 書面調査の実施体制及び方法等

#### 1 書面調査の実施体制

書面調査は、評価委員会の下に編成された評価部会が実施します。なお、評価担当者の役割や分担については評価部会において決定します。

#### 2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）を評価部会が分析・調査することにより行います。
- (2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、評価部会内等で意見調整をした上で、評価委員会の議を経た後、機構事務局を通じて、対象法科大学院に補足説明や追加資料の提出を依頼します。

### II 目的の確認

評価は、対象法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して対象法科大学院が有する目的を踏まえて実施するよう配慮されていますので、その目的について十分な理解が必要です。そのためには、自己評価書に記載された「現況、目的及び特徴」により対象法科大学院の全体像をとらえた上で、「目的」により教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等について、法科大学院の意図を理解する必要があります。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 1 書面調査

(1) 評価部会は、書面調査による評価を実施します。

具体的には、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書の「基準ごとの自己評価」に記載された「分析項目」について、評価担当者が、法科大学院の目的を踏まえて、根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）に基づき、分析項目ごとに分析・調査をした上で基準の判断を行い、その結果を、評価部会で取りまとめます。

(2) 評価部会は、書面調査を訪問調査前までに終了させます。

#### 2 自己評価書の分析

自己評価書の分析は、以下の流れで行います。

(1) 分析項目ごとの分析及び基準の判断

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書には、基準ごとに設けられている分析項目ごとに「分析項目に係る根拠資料・データ」が記述されています。評価担当者は、分析項目ごとに、取組や活動の内容等がどのような状況であるのか、自己評価書の根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）で確認し、分析を行います。そして、その分析結果に基づき、基準を満たしているかどうかの判断を行います。

(2) 指摘事項の抽出

① 前記(1)の結果に基づき、基準ごとに、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点）を指摘事項として抽出します。

② 指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にします。

優れた点	法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの
特色ある点	「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの
改善が望ましい点	基準を満たしていないとまではいえないが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善が望ましいと判断されるもの
改善を要する点	基準を満たしておらず、改善を要すると判断されるもの

#### IV 書面調査による分析結果等の作成

- 1 評価部会は、本章の「Ⅲ 基準ごとの評価」で行った書面調査に基づき、書面調査による分析結果を作成します。
- 2 評価部会は、書面調査による分析結果を踏まえて、訪問調査を実施するにあたって必要な調査内容（訪問調査時の確認事項、面談対象者、視察する授業科目や施設等）の検討・整理を行います。

#### V その他の留意点

評価に際しては、次の点について留意してください。

- 1 各対象法科大学院の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源等の人的あるいは物的条件、地理的条件等を十分考慮して、評価を実施します。
- 2 評価は、対象法科大学院を置く大学が競争的環境の中で個性が輝く大学として一層発展するために、その教育活動等の改善に資することを目的としていることから、各対象法科大学院の工夫（特色）ある取組や改善に向けての努力等について、必ずしも十分な成果を上げるに至っていないものに関しては、今後の見通しにも配慮しつつ、評価を実施します。
- 3 書面調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

## 第3章 評価方法（2）一訪問調査

### I 訪問調査の目的

訪問調査は、書面調査では確認することのできなかつた事項等を中心に対象法科大学院の状況を調査するとともに、対象法科大学院にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院との共通理解を図ることを目的としています。

なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて本評価に準じて実施するものとします。

### II 訪問調査の実施体制

- 1 訪問調査は、評価部会が実施します。訪問調査参加者は、原則として、各評価部会において当該対象法科大学院の書面調査を担当した委員を中心に編成し、若干名の機構教職員が随行します。
- 2 原則として、部会長もしくは副部会長が取りまとめ役を務め、調査内容の整理、対象法科大学院との質疑応答、調査結果の取りまとめなどを行います。

### III 訪問調査の事前準備

#### 1 訪問調査の進行、役割分担の決定

評価部会においては、訪問調査の基本的な方法や手順等について確認した上で、対象法科大学院に係る調査内容や個別事情を踏まえ、実際の教育活動等の状況を的確に把握できるような進行方法を決定し、また、訪問調査を効率的に実施するために、評価担当者の役割や分担を決定します。

#### 2 訪問調査実施日等の決定及び通知

訪問調査実施日及び訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象法科大学院の状況や調査内容等を踏まえ、機構事務局を通じて対象法科大学院と協議した上で、評価部会が決定し、対象法科大学院に通知します。

#### 3 調査内容等の決定及び通知

評価部会は、書面調査による分析結果を基に、「書面調査による分析状況」として整理しま

す。また、書面調査では確認することのできなかつた事項等に関する説明や根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。

評価部会は、これら「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」、並びにその他調査内容を9月中を目途に、機構事務局を通じて対象法科大学院に通知します。

## IV 訪問調査の実施方法等

### 1 訪問調査の実施方法

- (1) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談や根拠となる資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、在学生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本としますが、対象法科大学院の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることや、調査事項を省略することができます。
- (2) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談において、「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、対象法科大学院関係者（責任者）から補足説明又は根拠となる資料・データ等の提供を受けます。
- (3) 評価部会は、訪問調査期間中、対象法科大学院関係者（責任者）からの補足説明又は根拠となる資料・データ等の提供によっても、なお確認できなかった事項については、訪問調査終了後1週間以内に新たな根拠となる資料・データ等を提出するよう求めることができます。
- (4) 評価部会は、在学生等との面談や教育現場の視察等で得られた知見及び上記（2）で確認した補足説明等に基づき、訪問調査終了時点での分析結果の検討を行い、訪問調査の結果を対象法科大学院関係者（責任者）に説明します。その際、評価部会全体で再度協議を要する事項、及び上記（3）で提出された新たな根拠となる資料・データ等の分析を必要とする事項については、その分析結果の説明を控えることとします。
- (5) 評価担当者が、調査内容等に関する対象法科大学院からの質問に回答する場合は、評価部会の総意に基づくものとします。しかし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言することとします。

### 2 訪問調査の内容

評価部会は、以下の内容を基本として、訪問調査を行います。

- (1) 法科大学院関係者（責任者）との面談

法科大学院長（研究科長、専攻長）、委員会委員長等の責任を有する立場にある者のほか、自己評価書の作成担当者及び事務局担当者等を対象とし、「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答、並びに自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）に記述された内容以外で評価の参考となる事項について、質疑応答を行います。

#### （２）法科大学院の一般教員等との面談

教員及び支援スタッフ等を対象とし、当該対象法科大学院における教育活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなど、法科大学院関係者（責任者）とは異なる立場や当該対象法科大学院が行う教育活動等に参画している立場からの意見等を聴取します。

#### （３）在学生との面談

在学生を対象とし、当該対象法科大学院における教育活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなど、現に教育を受けている学生としての立場からの意見等を聴取します。

また、各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、授業の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）等については、学生の満足度を知る上で重要ですので、特に詳しく質問し、活発な発言が得られるように努めます。

#### （４）教育現場の視察

法科大学院に求められている司法試験及び司法修習との有機的な連携を図る教育が行われているか（法科大学院における授業の実施に当たって、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられているか、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われているか）、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から教育現場の視察を行います。なお、授業視察は原則として、対面授業を撮影した映像資料を、訪問調査実施日より前に視聴する形式で実施します。ただし、書面調査の結果必要と判断された場合には、訪問調査実施日にも別途授業視察を実施する可能性があります。また、オンデマンド形式により授業を実施している場合には、通常の授業視察に加えて、別途オンデマンド授業の視察を実施する可能性があります。

#### （５）学習環境の状況調査

必要に応じて、学習環境（講義室、自習室、教員室及び図書館等）の状況について、実際の利便性や機能面等、実態はどのようになっているか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。

#### （６）根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認

「訪問調査時の確認事項」に対して提出された根拠となる資料・データ等及び現地においてのみ閲覧が可能な資料等の調査を行います。

また、訪問調査期間中、新たな根拠となる資料・データ等が必要となった場合には、追加

提出を求めます。

### 3 訪問調査で留意すべき事項

- (1) 訪問調査で面談を行う際には、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また、訪問調査で面談者が回答したことが当該者の不利益にならないよう十分注意することとします。
- (2) 評価担当者は、訪問調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

## V 訪問調査ミーティング

評価部会は、当該調査を効率的かつ合理的に行うため、また、評価担当者の共通理解を図るため、訪問調査期間中に必要に応じてミーティングを開催します。訪問調査ミーティングでは、調査内容の打合せ、訪問調査終了時点での分析結果の検討、最終的に評価結果を判断するために必要な資料・データ等が収集できたかどうかの確認等を行います。

## VI 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

「法科大学院関係者（責任者）との面談」と同様に、法科大学院長（研究科長、専攻長）、委員会委員長等の責任を有する立場にある者のほか、自己評価書の作成担当者及び事務局担当者等を対象とします。

評価部会は、事実誤認等がないかを相互確認するなど、対象法科大学院関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、対象法科大学院に訪問調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する対象法科大学院の意見を聴取します。

この際、訪問調査期間中に確認できなかった事項について新たな根拠となる資料・データ等の確認が必要な場合には、訪問調査終了後1週間以内に根拠となる資料・データ等を提出するよう対象法科大学院に求めます。

## VII 調査結果の取りまとめ

評価部会は、訪問調査終了後（追評価において、訪問調査を行わない場合は書面調査終了後）、調査結果を取りまとめ、評価結果（原案）を検討・作成します。なお、評価結果（原案）について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて部会長・副部会長間において調整します。

## VIII 訪問調査スケジュール（例）

下記スケジュールは一例であり、調査に必要な日数、各事項の順序及び時間配分等は、対象法科大学院の状況や調査内容等に応じて異なります。

事 項	時 間
訪問調査ミーティング	60分程度
法科大学院関係者（責任者）との面談	60分程度
在学生との面談	60分程度
法科大学院の一般教員等との面談	60分程度
訪問調査ミーティング （根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認）	50分程度
法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明 及び意見聴取	35分程度

## 第4章 評価結果（原案）の作成

評価部会は、書面調査による分析結果及び訪問調査で得られた知見に基づき、各基準について満たしているかどうかの判断を行い、さらに、各基準の判断結果を総合的に考慮して、対象法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを判断し、その結果を評価結果（原案）として取りまとめます。

### I 評価結果（原案）の構成及び記述内容

評価部会が作成する評価結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

#### 1 認証評価結果

(1) 「認証評価結果」には、以下のとおり、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述します。

① すべての基準を満たしている場合

「評価基準に適合している」

② 重点評価項目として位置付ける基準2-1～基準2-3を満たしていない場合

「評価基準に適合していない」

③ ②の場合以外で満たしていない基準があった場合

・・・すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、法科大学院の教育活動等の質を確保している状況を確認

確認できた場合、

「評価基準に適合している」

確認できない場合、

「評価基準に適合していない」

また、評価基準に適合していないと判断した場合は、その理由を、満たしていない基準

については、その具体的な内容を記述します。

- (2) 評価においては、上記(1)のほか、「認証評価結果」として、基準ごとに抽出した指摘事項のうち、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられるものを精選して記述します。

## 2 基準ごとの評価

- (1) 評価部会は、書面調査及び訪問調査を経て検討・整理した分析結果に基づき、「基準ごとの評価」を記述します。
- (2) 「基準ごとの評価」は、「評価」及び「指摘事項」の構成で記述します。

## II 評価結果（原案）の取扱い

- 1 評価部会が作成した評価結果（原案）は、評価委員会に提出され、評価結果（案）として取りまとめられた後、機構事務局を通じて、当該法科大学院を置く大学に通知されます。
- 2 当該法科大学院を置く大学は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。
- 3 評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行います。なお、適合と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行います。これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。
- 4 確定した評価結果を評価報告書としてまとめます。なお、評価報告書は対象法科大学院を置く大学に通知し、文部科学大臣に報告するとともに、ウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価委員会  
運営内規第 6 条に規定する自己の関係する大学の範囲について(申合せ)

平成 16 年 6 月 10 日  
法科大学院認証評価委員会決定  
最終改正：平成 28 年 3 月 31 日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価委員会運営内規（以下「内規」という。）第 8 条の規定に基づき、内規第 6 条に規定する自己の関係する大学の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象大学に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 二 評価対象大学に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 三 評価対象大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 四 評価対象大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去 3 年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

#### 付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該大学を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の大学又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。

独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL / 042-307-1631

URL / <https://www.niad.ac.jp/>